

令和6年度第16回 契約・調達委員会 審査概要

開催日時 及び場所	令和6年6月7日（金）13:30～14:35 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階 公益財団法人日本陸上競技連盟内 A会議室/オンライン														
出席委員	<table border="0"> <tr> <td>世界陸上財団 事務次長（委員長）</td> <td>川瀬 航司</td> </tr> <tr> <td>弁護士</td> <td>原澤 敦美</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>黒石 匡昭</td> </tr> <tr> <td>世界陸上財団 総務部長</td> <td>田近 隆</td> </tr> <tr> <td>世界陸上財団 企画部長</td> <td>白石 正樹</td> </tr> <tr> <td>世界陸上財団 財務部長</td> <td>前山 琢也</td> </tr> <tr> <td>世界陸上財団 業務開発部長</td> <td>小林あかね</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（敬称略・7名）</p>	世界陸上財団 事務次長（委員長）	川瀬 航司	弁護士	原澤 敦美	公認会計士	黒石 匡昭	世界陸上財団 総務部長	田近 隆	世界陸上財団 企画部長	白石 正樹	世界陸上財団 財務部長	前山 琢也	世界陸上財団 業務開発部長	小林あかね
世界陸上財団 事務次長（委員長）	川瀬 航司														
弁護士	原澤 敦美														
公認会計士	黒石 匡昭														
世界陸上財団 総務部長	田近 隆														
世界陸上財団 企画部長	白石 正樹														
世界陸上財団 財務部長	前山 琢也														
世界陸上財団 業務開発部長	小林あかね														
審査案件	案件1 東京2025 世界陸上競技選手権大会における宿泊関連業務等委託														
	契約方法 スポンサー供給優先権に基づく特別契約														
	<p>○ 世界陸上大会における宿泊関連業務を円滑かつ効率的に実施するため、大会関係者（選手、WA関係、審判員、メディア等）が必要とする宿泊施設の確保や予約受付、宿泊料の徴収・精算などの業務を委託</p> <p>○ 主な委託内容は以下のとおり</p> <table border="1" data-bbox="228 1367 1406 1750"> <tr> <td>計画・準備業務</td> <td>宿泊施設の確保、予約受付、宿泊料の徴収、食事提供の調整など</td> </tr> <tr> <td>運営業務</td> <td>大会期間中等の宿泊本部、インフォメーションデスク及びファイナンスデスクの運営</td> </tr> <tr> <td>大会後業務</td> <td>利用実績に基づき、大会関係者や宿泊施設との間で宿泊料等を精算</td> </tr> </table> <p>○ 令和6年3月19日に締結したスポンサー契約（カテゴリー：旅行代理店及びトラベルパッケージサービス）により供給優先権を有する近畿日本ツーリスト(株)と契約・調達細則22条に基づき特別契約を締結</p> <p>○ 契約期間：契約締結日から2025年12月19日まで</p>	計画・準備業務	宿泊施設の確保、予約受付、宿泊料の徴収、食事提供の調整など	運営業務	大会期間中等の宿泊本部、インフォメーションデスク及びファイナンスデスクの運営	大会後業務	利用実績に基づき、大会関係者や宿泊施設との間で宿泊料等を精算								
計画・準備業務	宿泊施設の確保、予約受付、宿泊料の徴収、食事提供の調整など														
運営業務	大会期間中等の宿泊本部、インフォメーションデスク及びファイナンスデスクの運営														
大会後業務	利用実績に基づき、大会関係者や宿泊施設との間で宿泊料等を精算														

審査案件	案件 2	東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーター（放送・エンゲージメントサービス）スポンサーシップ契約														
	契約方法	特別契約														
審査案件	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ スポンサーシップ（企業協賛）を通じて、世界陸上の収入確保を図るため、スポンサーシップ権を販売する。 ○ スポンサー契約については、原則、一般競争入札の方法より事業者を選定するが、本カテゴリーについては、昨年12月に締結したカテゴリーリリース契約において、「WAのメディアパートナーであり、日本国内における本大会の公式放送局であるTBSにのみ付与できる」旨が規定されていることから、スポンサー契約規則に基づき、特別契約を締結する。 ○ 協賛基準額（予定価格）は、一般競争入札における東京2025プリンシパルサポーターと同様の3億円（税抜）とする。 ○ 契約期間：契約締結日から2025年12月21日まで 														
	案件 3	東京2025世界陸上競技選手権大会マスコット制作等業務委託														
審査案件	契約方法	スポンサー供給優先権に基づく特別契約														
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大会のブランディングや大会認知度の向上を図るため、様々なグッズ展開やPRへの活用、大会終了後も記憶に残る広く愛される大会マスコットの制作等を委託 ○ 主な委託内容は以下のとおり <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">マスコットコンセプトの作成</td> <td>小学生から意見を聴取し、コンセプトに反映</td> </tr> <tr> <td>マスコットデザインの制作</td> <td>コンセプトに基づき、3案制作のうえ、財団に提案</td> </tr> <tr> <td>ネーミングの投票</td> <td>3案作成し、投票によって1案に確定</td> </tr> <tr> <td>着ぐるみ製作</td> <td>動きやすい着ぐるみを3体製作</td> </tr> <tr> <td>モニュメントの製作</td> <td>野外設置を想定した耐久性のある銅像1体（高さ1m程度）を製作</td> </tr> <tr> <td>動画製作</td> <td>15秒程度のローンチ用動画を制作</td> </tr> <tr> <td>ガイドライン作成</td> <td>使用ルールを定めたガイドラインを日英で作成</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年6月中旬に締結予定のスポンサー契約（カテゴリー：放送・エンゲージメントサービス）により供給優先権を有する（株）TBSテレビと特別契約を締結（TBSがスポンサーになることを停止条件とする） ○ 契約期間：契約確定の日の翌日から2025年10月31日まで 		マスコットコンセプトの作成	小学生から意見を聴取し、コンセプトに反映	マスコットデザインの制作	コンセプトに基づき、3案制作のうえ、財団に提案	ネーミングの投票	3案作成し、投票によって1案に確定	着ぐるみ製作	動きやすい着ぐるみを3体製作	モニュメントの製作	野外設置を想定した耐久性のある銅像1体（高さ1m程度）を製作	動画製作	15秒程度のローンチ用動画を制作	ガイドライン作成
マスコットコンセプトの作成	小学生から意見を聴取し、コンセプトに反映															
マスコットデザインの制作	コンセプトに基づき、3案制作のうえ、財団に提案															
ネーミングの投票	3案作成し、投票によって1案に確定															
着ぐるみ製作	動きやすい着ぐるみを3体製作															
モニュメントの製作	野外設置を想定した耐久性のある銅像1体（高さ1m程度）を製作															
動画製作	15秒程度のローンチ用動画を制作															
ガイドライン作成	使用ルールを定めたガイドラインを日英で作成															

審査結果

- 案件1～2について、契約締結前（見積経過、契約金額等）の審査を実施し、了承された。
- 案件3について、契約手続前（仕様の内容や契約方法、予定価格等等）の審査を実施し、了承された。

委員の
主な意見
(要旨)

(案件1について)

○原澤委員

供給優先権に基づく特別契約において、スポンサーとの契約額を価格交渉により予定価格の範囲内に抑えられ、妥当な価格で契約できることはよいことである。

一点気になったのが、スポンサー企業との価格交渉において仕様書で想定されていない夜間・突発業務に係る宿泊費を見積金額から削減してもらったとのことだが、それによって実際に夜間・突発業務が発生した時に対応してもらえなくなるといった不都合は生じないのか。この点について確認したい。

⇒ 所管部

計画外の突発的な業務への対応については、委託者と協議の上で対応すると仕様書に明記されている。実際に対応が必要と場合なった場合には、受託者と誠実に協議して対応していく。

○原澤委員

スポンサー契約締結後に、スポンサー企業が都の指名停止措置を受けても、財団の契約制度やスポンサー契約上、供給優先権に基づく特別契約を締結することができることは確認できたが、今後の手続きにおいても、決められたルールを遵守しながら進めていってほしい。

(案件2について)

○原澤委員

TBSが示した本スポンサー契約の協賛額の一部に一定金額分のチケット代が含まれているが、これを本スポンサー契約の一環としてチケットの無償譲渡を受けたと捉えるのか。それともスポンサー契約とは別個のチケット購入契約と捉えるのかについては、本スポンサー契約の内容や他のスポンサー契約との整合性を勘案して適切な処理をしてほしい。

委員の
主な意見
(要旨)

○黒石委員

今回は特別契約で、入札とは異なり競争相手もないわけだが、こうした状況の中で、TBSが今回のような協賛額を出す理由は何か。

⇒ 委員長

TBSは長年、WAのメディアパートナーとして世界陸上に関わってきたが、2025年に東京で世界陸上が開催されることを踏まえ、より一層、東京大会を支え、応援したいと考えてくれたのだと考えている。

(案件3について)

○黒石委員

今回の契約が停止条件付であることの確認だが、スポンサー契約が決まってから本契約の手続きを進めると、2週間遅れることに加えて、小学校の夏休みを迎えて小学生の意見聴取が遅れるので、スポンサー契約を待たずに、本契約の手続きを進める必要があるという趣旨か。

⇒ 所管部

そのとおりである。マスコットのデザイン発表の予定が早まったことを受けて、スポンサー契約の締結を待たずに、本契約の手続きを進める必要がある。

ただし、TBSとのスポンサー契約が停止条件となるため、例え、本契約の手続きが進んで契約が成立できる状況になったとしても、大本のスポンサー契約が成立しない限りは、本契約の締結はできないこととなる。